

本件ハ後記ノ技能賞ヲ給付スルノ外毎月交付スル精勤ニ以テ
他会社ヨリ多額ナルヲ以テ兩者合計給付額ハ要求セルノ
ヨリ又數カラズ從テ現行規定変更ノ要ナシ
但シ一層奨励ノ意味ニ於テ現行技能賞半額計算ヲモ記
ニヨリ三ヶ月計算ニ短縮改正ス

(1) 運轉手 五回 (2) 車掌兼運轉手 三四五下乘

(3) 車 掌 二回
但シ注意一回或ハ口頭注意三四回迄ノモノニ限り符ニ左記ヨリ
給付ス

(4) 運轉手 四回 (5) 車掌兼運轉手 三四

(6) 車 掌 一四五下乘
(7) 事故取分ノ件
他ノ振替エマツリ承認シ難シ

右ノ外要求以外ナルニ左ノ如ク改正ス

一、帽章改正ノ件
従来ハ真鍮ナルヲ金ニトス

二、精勤休暇取扱ノ件
従来ハ五月、十二月、五月半額ニ切離シ精勤者ニハ休暇表ヲ交付セシメ
爾後ハ引續キ六ヶ月勤続精勤者ニ休暇表ヲ交リス

(以上)